

(1) 児童生徒の自殺者数の推移と予防対策

要 点

- 日本の年間自殺者数は減少傾向にあるものの、世界的に見ると自殺率は高い
- 若い世代の死因の1位は自殺であり、児童生徒の自殺者数も増加傾向にある
- 文部科学省が「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—」を配布
- 「自殺総合対策大綱」において、命の大切さ・尊さを実感できる教育、SOSの出し方に関する教育、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、心の健康の保持に関わる教育等の推進が重点施策に位置付けられる

(7) 日本の児童生徒の自殺者数の推移

「令和6年版自殺対策白書」(厚生労働省, 2024)によると、日本の自殺者の年間総数は、1998年以降14年連続して3万人を越える状況が続いていましたが、2009年以降は毎年減少を続け、2020年に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で増加に転じたものの、近年は21,000人台で推移し、2024年は20,268人(暫定値)となっています(警察庁, 2025)。全体としては減少傾向にあるものの、先進7か国の中では、自殺死亡率が最も高くなっています。

小・中・高等学校の児童生徒の自殺者数は、2020年に前年比約25%増の499人となり、2022年には過去最多の514人、2023年は同水準の513人となりました。2024年は暫定値ですが、厚生労働省の発表によれば527人であり、過去最多を更新しました。また、これまでは男子児童生徒の自殺者数の方が女子よりも多かったのですが、2023年にほぼ同数となり、2024年には女子が288人、男子が239人と、女子の方が多くなったということに特徴が見られます。

2020年以降、高校生の自殺者数は毎年300人を超え(2024年は349人)、中学生は毎年140人を超えています(2024年は163人)。10歳~19歳で死因の1位が自殺となっているのは、先進7か国では日本のみであり、その死亡率も他の国に比べて高いものとなっています。

(4) 自殺予防に向けた取組

自殺予防対策は社会全体で取り組むべき課題であると宣言した2006年の自殺対策基本法の成立を受けて、文部科学省は「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を設置し、2009年に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、2010年に「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、2014年に「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防

教育導入の手引―」（以下、副題省略）を作成し全国に配布しました。まずは教職員が自殺に対する正しい知識を身に付けて、適切に対応すること、そして、子どもたちに自殺予防教育を適切に実施していくことなどの必要性が示されました。

また、本県においては、2012年に「高校生等の自殺予防対策に関する委員会」を設置して、自殺予防の必要性、予防対策の基本的な考え方、自殺予防プログラムの実施の在り方などについてまとめました（兵庫県教育委員会、2014）。その報告を踏まえ、「自殺予防に生かせる教育プログラム作成委員会」を設置して、2017年に「自殺予防に生かせる教育プログラム」を作成し、学校での活用を促してきました。

しかしながら、自殺者の総数が減少傾向となる中においても、児童生徒の自殺者数は高止まり、または増加傾向を示しており、自殺予防対策が児童生徒へは十分に届いていなかったと言えます。2022年に閣議決定された「第4次自殺総合対策大綱」（p.30参照）では、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化が柱の一つとされています。また、2023年には「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられ、全ての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるようにすること、子どもがSOSを出した際に受け止められるよう、教職員や保護者が受け止め方を学ぶ機会を設定すること等の取組の推進が記載されました（p.30参照）。これらの自殺予防対策を、実効性のある、児童生徒に届く取組にしていくことが切実に求められています。

(2) 自殺予防教育

ア 自殺予防教育について

要 点

- 「自殺予防教育」は「寝た子を起こす」ことにはならない
- 自他の心の危機に気付いたときに、適切に対処する姿勢を身に付けることが必要
- 自殺予防教育の目標は「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」と「援助希求的態度の促進（相談する力）」
- 「自殺予防教育」を実施する前提条件として、「関係者間の合意形成」「ハイリスクな子どものフォローアップ」「適切な教育内容」が必要

(7) 自殺予防教育の必要性

児童生徒の深刻な自殺の実態と国の施策の動向を踏まえたとき、自殺の危険の高い児童生徒への個別的な支援（「危機介入」）と並んで、生涯にわたる精神保健の観点から全ての児童生徒を対象にした自殺予防教育の実施が喫緊の課題であると考えられます。

自殺予防教育を行うことで「寝た子を起こす」のではないかという懸念が示されることは少なくありません。しかし、自殺に関する情報に、様々なメディア、ことにインターネット等を通して毎日のように触れている今の子どもたちにとって、自殺予防教育の実施は決して「寝た子を起こす」ことにはなりません（文部科学省，2014）。むしろ、様々な情報が氾濫しているからこそ、適切な教育を行うことによって、それらの情報を整理し、正しい理解に基づく判断ができる力を児童生徒が身に付けることが望まれます（窪田他，2016）。

なお、思春期になると、悩んだときの相談相手は大人よりも友人が圧倒的に多くなります。阪中（2008）の調査によれば、友人から「死にたい」と打ち明けられたことのある中学校・高等学校の生徒は2割に上ると報告されています。また、自殺のリスクの高い子どもは、同じようなリスクを抱えた子どもに相談する傾向が見られるとも指摘されています。

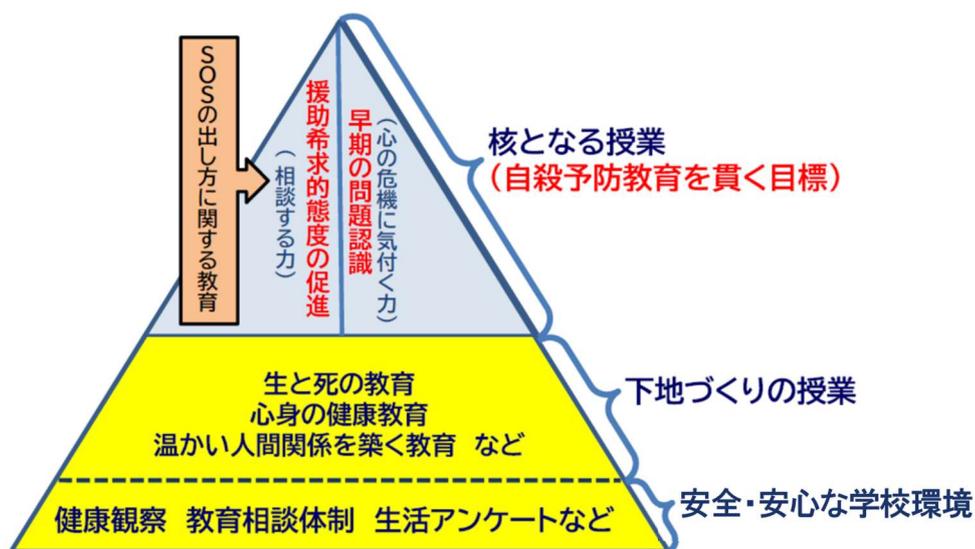
自殺事案を検証すると、身近な友人が自殺の危機にあることを察知し、そのことを真剣に受け止め、周囲の信頼できる大人に助けを求めていれば、不幸な事態を防げていたのではないかと思われる事案も少なくありません。児童生徒の自殺を防ぐには、本人が危機を乗り越える力を身に付けるとともに、子ども同士がお互いの危機に気付いたときに、信頼できる大人や相談機関に伝えるなど適切な対応ができるようになることが重要です。友人の危機に適切に対処することができる姿勢を身に付けるという視点からも、学校における自殺予防教育の必要性は高いと言えます。

(4) 自殺予防教育の目標と学習内容

「生徒指導提要」(文部科学省, 2022)において、児童生徒を対象とする自殺予防教育の目標として示されているのは、「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度の促進(相談する力)」の二点です。心の健康について正しく理解し、困ったときに相談することができるようになれば、自殺予防に限らず、生涯にわたる心の健康(メンタルヘルス)の保持につながると考えられます。この二点に焦点化して取り組む授業を「核となる授業」と呼び、自殺予防教育の中核をなすものとして位置付けています。

国をあげて青少年の自殺予防に取り組んできたオーストラリアでは、心の健康への気付きと心の危機への対処を重要視しています。具体的には、精神疾患の理解やストレスマネジメント、ピアサポートや葛藤解消などの活動が健康教育や心理教育として実施されています。日本においても、同じような内容の授業や体験活動に取り組んでいる例も見られますが、自殺予防と関連付けながら「精神疾患の理解」まで踏み込んでいる取組は、それ程は多くないように思われます。「令和6年版自殺対策白書」(厚生労働省, 2024)によると、2009～2021年の警察庁自殺統計原票データをまとめた結果、自殺の原因・動機として、高校生では、「学業不振」や「進路に関する悩み」などの「学校問題」に加えて、うつ病や統合失調症などの精神疾患に関する「健康問題」の比率が高いことが分かっています。今後、児童生徒の自殺予防においても「心の病の問題は避けては通れない」という視点を持つことが必要であると考えられます。

「生徒指導提要」(文部科学省, 2022)においては、「核となる授業」に取り組むには、「その前段階として、広く『生命』や『心の健康』などに関する学びを通じて、下地をつくっておくことが不可欠です」と指摘されています。すでに、各学校で取り組まれている、生命尊重に関する教育や心身の健康の保持増進に関する教育、温かい人間関係を築く教育などを、



図表1 自殺予防教育の構造(「生徒指導提要」(2022) p. 198)

自殺予防教育の下地づくりに当たるものと意識して取組を進めることが求められています。これらの取組を、全校体制で自殺予防教育と連動させて行うことが、児童生徒及び教職員の自殺予防教育への不安感や抵抗感を少なくする」（同書 p. 197）ことにもつながると思われる。

自殺予防教育の目標と学習内容について示した概念図が図表 1 です（同書 p. 198）。「安全・安心な学校環境を整えた上で、小学校から『下地づくりの授業』を積み上げ、基本的には中学・高校において『核となる授業』を展開する」という構造が示されています。下地づくりに当たる教育活動の充実は、全ての子どもたちが生き生きと学校生活を送るためにも大切です。

(ウ) 自殺予防教育の前提条件

自殺予防教育の「核となる授業」を実施する場合、仮に自殺という言葉を使わないにしても、背景に様々な経験を持つ子どもたちに対して自殺予防を主題として授業を行うことになるため、慎重に取組を進めることが求められます。授業時はもとより、授業の事前・事後も含めて十分な配慮を行うことが欠かせません。

「生徒指導提要」（文部科学省，2022）では、自殺予防教育の「核となる授業」（「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」は、これに該当します）の実施の前提条件として、「教職員間で自殺予防教育の必要性についての共通理解を図るとともに、保護者や地域の人々、関係機関等の理解や協力を得て、合意形成を進めることの必要性」が指摘されています。また、事前・事後でアンケートを実施するなどして、「事前に生育歴も含めて児童生徒の状況を把握し、リスクの高い児童生徒は無理に授業に参加させないなどの配慮を行うとともに、児童生徒が心の危機を訴えたときに、学級・ホームルーム担任や養護教諭、SC、SSW、管理職などが役割分担して受け止めることのできる体制を整えておくこと」（同書 p. 199）も不可欠です。その際、養護教諭や学校医等を通じて、医療機関との連携を図っておくことも必要です。

なお、実施する授業自体の教育内容が、児童生徒にとって適切なものでなければならないことは言うまでもありません。自殺予防教育の目標である「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」と、「援助希求的態度の促進（相談する力）」を見据えたものであること、自殺予防の正しい知識と理解を身に付けられる発達段階に応じたプログラムであることが求められます。できるだけ、保健体育の時間や総合的な学習（探究）の時間、学級活動・ホームルーム活動などに実施できるようにカリキュラムに位置付け、時間を確保することが望まれます。授業づくりを、担当教員だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働で進めることによって、教員自身の認識の幅が広がり、内容の偏りを防ぐことも可能になります。また、授業者となることで、自殺予防に関する理解の深化と児童生徒の SOS を受け止める力の向上が期待されます。

イ 自殺予防教育の実施に向けて

要 点

- 自殺予防教育の土台として「安全・安心な学校環境」をつくる
- 教職員全員で「予防活動（プリベンション）」に取り組む
- 児童生徒の SOS を大人につなぐことができるようにする

(7) 安全・安心な学校環境づくり

① 安全・安心な土台をつくる

自殺予防教育に全校的に取り組むためには、児童生徒が安心して学び、生活できる学校環境を整えることが不可欠です。自殺予防教育を進めるための「土台」として、ちょっとしたことでも困ったときに相談できる児童生徒と教職員との信頼関係づくり、保健室や相談室などを気軽に利用できる場とする居場所づくりなど、「安全・安心な学校環境」づくりが求められます。加えて、児童生徒の些細な言動の変化からその心理状態に気付けるように個々の教職員の感性を高めることや、アンケートや面談等を通じて児童生徒の心の危機を早期に発見し対応できる教育相談体制を整備することも、自殺予防教育の「土台」と言えます。

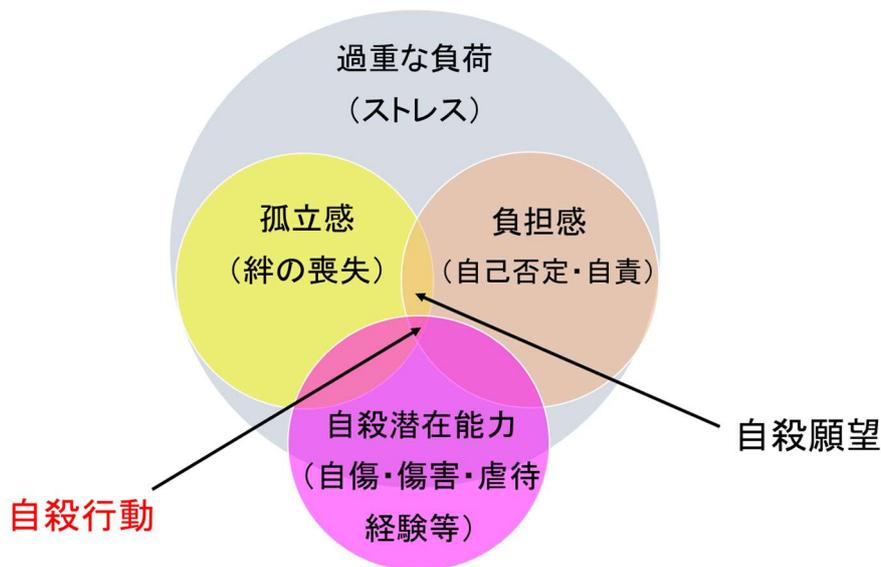
過重なストレスにさらされている状況において自殺が行動化する要因として、「自殺の対人関係理論―予防・治療の実践マニュアル」（トーマス・E・ジョイナー他著、北村俊則監訳、日本評論社、2011）によれば、次の三つのことが指摘されています。

- ① 所属感の減弱（居場所がない、誰にも必要とされていない、孤独であるという孤立感）
- ② 負担感の知覚（自分は周りの人の負担になっている、自分がない方が周りの人は幸せになれる）
- ③ 自殺潜在能力（暴力や自傷行為、アルコールや薬物依存など、自分の身体を破壊する行動に慣れてしまう）

これらの条件がそろると、自殺行動への心理的な抵抗が弱くなり、死のハードルを越えやすくなってしまうと考えることができます（図表2）。

したがって、学校を児童生徒にとって「安全・安心な環境」とするためには、教職員が次の点に留意して働きかけることが必要です。

- a. 競争をあおったり、序列を付けたりするなどして、過度なストレスをかけないように配慮する
- b. 困らないように、弱音を吐いたり気軽に相談したりできる体制・雰囲気をつくる
- c. 誰かに必要とされているという実感を持つような経験を通して、児童生徒一人一人の自己肯定感を高めるようにする
- d. 同調圧力を緩めて、程よい距離でつながり、誰一人孤立させない、共感的人間関係を築く
- e. 自他の心身を大切にできる態度や能力を身に付けられるように支える
- f. 多様性に配慮し、児童生徒が互いの個性を認め合えるような学校・学級づくりを進める



(参考: 松本俊彦, いじめはいつ自殺に転じるのか, 臨床心理学 96, 2016)

図表 2 自殺の行動化の要因

② SOSを受け止める教職員の力を高める

児童生徒が、自殺予防教育の目標である「早期の問題認識 (心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度の促進 (相談する力)」の大切さを理解したとしても、SOSを出すことができないければ、その知識を生かすことはできません。自殺のリスクが高まる思春期以降の児童生徒にとって、最も身近で相談しやすい存在が友人であることは様々な調査において示されています。しかし、自殺につながりかねないような深刻な悩みを友人に相談することをためらう子どもがいてもおかしくありません。相談された友人も、どのように対応すればよいのか分からなかったり、相手の悩みの大きさに圧倒されてしまったりすることがあるでしょう。更には、相手の辛さに共感するあまりに、同調した行動化につながってしまうこともあります。

これらのことを考えると、深刻な悩みのSOSの発信先として、大人という選択肢があることを児童生徒が実感できるようにすることが必要です。最初の発信先が友人であったとしても、そこから大人につなげることを躊躇させないためには、大人が子どもにとって信頼できる相手となることが不可欠です。教職員は、学校における身近な大人として、普段からの観察や声掛けを通して児童生徒との関係を良好に保つことや、誰もが安心してSOSを出せる安全・安心な学級環境づくりを行うことが、児童生徒のSOSを発信する力を引き出すことにつながります。また、そのような教職員の働きかけは、教職員が児童生徒の小さな変化も見逃さず、きめ細かな支援の実行を可能にするでしょう。

そして、児童生徒が発信したSOSを教職員が確実に受け止めることができこそ、「予防」につながると言えます。教職員の力を高めるためには、「生徒指導提要」(文部科学省, 2022)にも示された学校における自殺予防の3段階の中でも「予防活動 (プリベンション)」に取り組む必要があります。予防活動 (プリベンション) では、「全ての教職員」を対象として

「校内研修会等」において「ゲートキーパー研修」を実施し、基礎的な知識とスキルを向上させることが求められます。

「生徒指導提要」（文部科学省，2022）では、「第1章 生徒指導の基礎」の中で「生徒指導の取組上の留意点」として「児童生徒の権利の理解」を明記しています。平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」に掲げられた四つの原則の第三は「児童生徒の命や生存、発達が保障されること」です。児童生徒の命を守ることは学校教職員のみならず社会全体で担うべきであるのは当然のことですが、全ての子どもが在籍する小・中学校、そして高等学校進学率が95%を超えている現代においては、子どもが自らの命を大切にする態度を身に付けることに対して、学校教職員が果たしうる役割は非常に大きいでしょう。

(イ) 教育活動への位置付け

自殺予防教育の「核となる授業」を実施するに当たっては、「各教科等の特質を踏まえた上で、自殺予防教育の目標や内容との関連から効果的に実施できる教科等を決定し、学校の実情、児童生徒の実態に合わせて、組織的、計画的に取組を進める」（「生徒指導提要」（文部科学省，2022）p.198）が必要です。例えば、「心の危機に気付く力」に関しては、高等学校保健体育科の「精神疾患の予防と回復」や中学校保健体育科「欲求やストレスへの対処と心の健康」、あるいは総合的な学習（探究）の時間等において実施することが考えられます。その際、保健体育科の教員や学級担任・ホームルーム担任と養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が協働で授業づくりを行うなどの工夫が求められます。

また、多くの児童生徒にとって、生や死の意味について真剣に考え、命の掛け替えのなさや人生が一度しかないことについて理解するとともに、命の大切さや生きる喜びを実感するような機会を得ることが必要であると思われます。急激な社会変化に伴い、ヴァーチャルな世界が提供する情報が肥大化する一方で、児童生徒が出産や家族の死など命に関わる大切な場面に直接接触れる機会が失われ、命の重みに関する感受性が弱まっていることが懸念されます。そのため、自殺予防に焦点化した「核となる授業」を展開する前段階として、学級活動・ホームルーム活動や総合的な学習（探究）の時間、道徳科などで行われてきた「生と死の教育」、「心身の健康教育」、「温かい人間関係を築く教育」などを発達段階に応じて系統立て、自殺予防教育の「下地づくりの授業」として教育課程に位置付けることも必要です（図表1参照）。

自殺予防教育を生徒指導・教育相談・キャリア教育・健康教育・道徳教育を横断する重要課題と捉え、教科の学習をはじめ教育活動全体を通じて知識と体験の融合を図りながら、全校体制で展開することが望まれます。

(3) 本プログラムの概要

要 点

- 「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」と「援助希求的態度の促進（相談する力）」を身に付けることが目標
- 「大人につながる」大切さの実感を伴った理解や、「うつ病」等の精神疾患に対する正しい理解を持つように働きかける
- 自殺予防教育の「核となる授業」であるコアプログラムと、自殺予防教育の「下地づくりの授業」として活用できるショートプログラムを掲載

(7) 本プログラムの目標

本プログラムのねらいは、文部科学省「生徒指導提要」（文部科学省，2022）において自殺予防教育の目標とされている「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」と「援助希求的態度の促進（相談する力）」を身に付けることです。

このねらいを達成するためには、自他の心の危機を敏感に感じようとする感性を醸成し、気軽に相談できる環境の整備を進める必要があります。さらに、相談者・被相談者となる生徒が一人で抱え込もうとすることがないように、「大人へつながる」大切さを実感させることが望まれます。

また、厚生労働省・警察庁（2024）によると、令和5年中の日本の自殺者のうち、何らかの精神疾患が原因と考えられるのは約33%、19歳以下においては約22%となっています。そして、小・中・高等学校の児童生徒の中では、女子高校生に多いことが報告されています（2009～2021年のデータでは、うつ病13.6%、その他の精神疾患11.4%、統合失調症5.4%）。思春期は統合失調症の好発期に近づく時期であることから、精神疾患に対する正しい知識を習得したり、罹患者に対する理解を深めたりすることも必要です。

一方で、上記のような自殺予防を直接テーマとする教育を実施するためには、それに先立って子どもの実態に合わせて、「自殺予防教育」につながる様々な環境づくりや基盤づくり（下地づくりの授業や活動）を進めておくことが求められます（図表1）。日頃、実施している教育活動の中に、自殺予防教育の「核となる授業」の下地づくり（基盤）となる内容が多く含まれていることを認識し、自殺予防教育と連動させていくことが、自殺予防教育への子ども及び教職員の抵抗感を少なくすることにつながると考えられます。

「下地づくりの授業」に当たる既存の教育活動としては、生命を尊重する教育や心身の健康を育む教育、温かい人間関係を築く教育などを挙げることができます。また、これらの教育活動を充実させていくためには、子どもたちの些細な言動から個々の置かれた状況や心理状態を推し量ることができるよう教職員自身の感性を高めていくことや、困ったときには何でも相談できる子どもと教職員との信頼関係づくりなども重要になります。下地づくりとなる教育活動の充実は、全ての子どもたちが生き生きと学校生活を送るためにも大切

なものであると言えます。

本プログラムは、コアプログラムを中心に「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」と「援助希求的態度の促進（相談する力）」を身に付けることに加え、ショートプログラムにおいて表現力やコミュニケーション力を伸ばし、受容的・支持的な人間関係づくりに寄与することを目標としています。

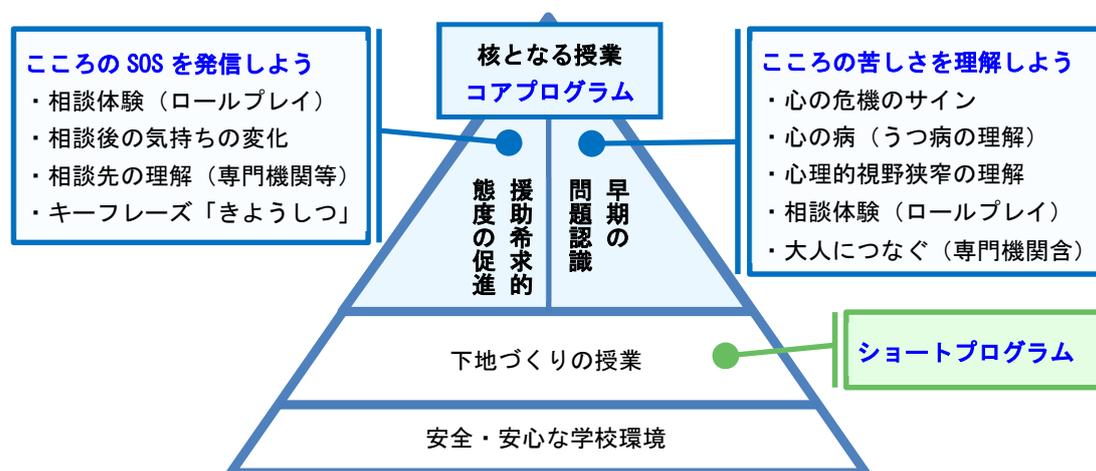
(イ) 本プログラムの構成

「自殺予防に生かせる教育プログラム」（2017）では、中学校・高等学校の校種別に三つのSTEPで構成していましたが、本プログラムは、自殺予防教育の「核となる授業」に当たる「こころの苦しさを理解しよう」（早期の問題認識）及び「こころのSOSを発信しよう」（援助希求的態度の促進）の二つのコアプログラムと、「下地づくりの授業」として活用できる四つのショートプログラムで構成されています。

コアプログラムの対象は、主に中学校・高等学校の生徒です。校種や生徒の実態に応じて、各学校の裁量で、内容を取捨選択して実施してください。どちらの授業案から実施してもかまいません。

また、本プログラムや、文部科学省（2014）「子供に伝えたい自殺予防」にある「自殺予防教育プログラム」の授業案や取組の在り方などを参考に、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫してもよいでしょう。

ショートプログラムについては、校種を問わず活用することができます。



図表3 「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」の構成

① コアプログラム

「こころの苦しさを理解しよう」は、心が苦しくなることは誰にでもあるということに気付く、心の病である「うつ病」や、自殺に追い詰められるに至る「心理的視野狭窄」について理解を深めるプログラムとなっています。また、友人の心の危機に気付いて声を掛けるロールプレイや、友人から「誰にも言わないで」と言われた際の対応を話し合うことを通して、友人に寄り添って相談に乗ったり、大人につなげたりするといった対応の仕方について、実

感を伴って理解することをめざしています。

「こころのSOSを発信しよう」は、他者に相談する体験を通して、話を受け止めてもらえる心地よさや安心感を実感し、相談をすることへの抵抗感を軽減することを目的としています。友人や先生、保護者に相談することが難しい場合には、カウンセラーをはじめ様々な相談機関があることを紹介し、自他の心の危機に対して「きょうしつ」というキーワードを学習することで、一人で抱え込まずに信頼できる大人につなぐという意識や態度を身に付けるように働きかけます。

② ショートプログラム

自殺予防教育の「下地づくりの授業」として活用できるプログラムです。より良い人間関係づくりに向け、自分の気持ちを適切に表現できるようにするための「思いや考えを表現する力」と、互いに意思を通い合わせるために必要な「コミュニケーション力」の獲得を重視しています。それぞれ10分程度の活動であり、どの校種でも、朝や終わりのSHRの時間等を活用して実施できます。自殺予防教育の下地づくりの活動として、また、自殺予防につながる発達支持的生徒指導の取組の一つとして、日々の教育活動に取り入れてください。

(4) コアプログラムの活用について

ア 活用時に必ず実施すること

要 点

- コアプログラムを活用する際には、図表4の①～⑨を必ず実施すること
 - 全教職員が実施の意図を正しく理解しておく
 - 気になる反応を示す生徒のスクリーニング・対応の体制を整えておく
 - 家庭と連携した組織的な早期対応・継続観察

「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」コアプログラムを活用する際に必ず実施することを図表4にまとめています。自殺予防教育の実施に際しては様々な配慮や環境整備を進めておく必要があります。

<実施前>

- ① 評価アンケートを実施する。
- ② 自殺予防に関する教職員研修会を実施する。
- ③ リスクの高い生徒への配慮を行う。
- ④ 「命について考える教育を実施する」旨を実施対象生徒の全保護者へ知らせる。
- ⑤ 授業の実施体制や、気になる生徒への対応体制を整備しておく。

<授業時>

- ⑥ チーム・ティーチングで実施、または複数の教職員で授業中の生徒を観察する。
(養護教諭やスクールカウンセラー等と協力して実施することが望ましい)
- ⑦ 振り返りシートに記入させる。

<実施後>

- ⑧ 実施後速やかに生徒の様子を整理し、対応等の検討を行う。適宜評価アンケートを実施し、生徒の認識の変容を確認する。
- ⑨ 生徒対応は組織的に行う。保護者にもその旨を連絡し、連携して対応する。

図表4 コアプログラム活用時に必ず実施すること

① 評価アンケート

「自殺予防に生かせる教育プログラム」を作成する際に用いた「評価アンケート(こころの健康に関するアンケート)」(p.28 参照)を、ダウンロードして活用できるようにしています。コアプログラムの実施前の状況把握や、事後の評価等に活用してください。

評価アンケートは、図表5の10項目から構成されています。自他についてそれぞれ「早期

認識」「援助希求（行動）」を問うものの他、「大人へつなぐ」態度、助けてもらうことへの肯定的な感情「被援助肯定感」に関する因子を想定しています。

アンケートを実施した結果、リスクのある生徒が把握できた場合には、できるだけ早期に、個別で話を聞く機会をつくりま

す。生徒の状況や気持ちを聞き取り、授業に参加できるかどうか、どのような参加の仕方をするかについて生徒自身に確認します。また、生徒の要望に沿った授業参加の方法を具体的に考えます。その際、担任一人で抱え込もうとせず、組織的に対応することが大切です。それまで気付いていなかった自傷行為等を把握した場合、動揺することがあるかもしれませんが、生徒理解の機会と捉え、しっかりと話を聞くことが望まれます。

② 教職員研修会の実施

このような授業を行うことで逆に「寝た子を起こす」ことにはならないだろうか、生徒から自殺に関わるような深刻な相談を受けたら適切に応えることができるのだろうかなど、本プログラムの実施を不安に感じる教職員がいるかもしれません。そのような不安を解消しないまま実施しても生徒に正しい知識は伝わらず、かえって危険です。まず教職員が、自殺や自殺予防に関する正しい知識を学び、なぜ今、本プログラムの実施が必要なのか等を十分に話し合っ、校内の全教職員で合意しておく必要があります。そのために事前の教職員研修会は不可欠です。研修の内容については、「(5) 参考 ア 教職員への事前研修の概要」(p. 26)を参照してください。また、兵庫県立総合教育センターでは、事前の教職員研修会を支援するために、自殺予防教育に関するサポート研修を実施しています。

③ リスクの高い生徒への配慮

例えば、自死遺族の生徒や、大きな喪失体験のある生徒、自傷行為を繰り返す生徒などは、苦しみや死などのテーマに対して、他の生徒よりも敏感に反応しやすい傾向にあります。このようなリスクの高い生徒が、この授業を受けることによって辛くなったり、悲しくなったりする可能性は十分にあります。事前に、本人とその保護者に対して授業の目的と内容を十分に説明し、授業の参加の仕方について話し合っ、合意した上で参加するような配慮をする必要があります。

(リスクの高い生徒の把握の仕方の例)

- ・前担任等からの申し送り事項や家庭訪問時の保護者からの話など、既に知り得ている情報から
- ・いじめに関する調査等の既に実施済みの調査結果や、ストレスチェック等の心や体に関するアンケート (p. 28 参照) を行って得られた結果から

想定因子	項目内容
早期認識(自分)	(1) 自分の心の健康に、積極的に関心を持つと思う
	(2) 自分の心の SOS に早く気づこうと思う
援助希求(自分)	(3) 自分自身を、傷つけないようにしたいと思う
	(4) 自分の心が苦しいとき、誰かに話そうと思う
早期認識(他者)	(5) 友達の心の健康に、積極的に関心を持つと思う
	(6) 友達の心の SOS に、目を向けようと思う
援助行動(他者)	(7) 友達を、傷つけないように気をつけようと思う
	(8) 友達の心が苦しそうなとき、声をかけようと思う
大人へつなぐ	(9) 友達の心がとても苦しそうなとき、そのことを信頼できる大人に相談しようと思う
被援助肯定感	(10) 困ったときには、色々な助けを借りようと思う

図表 5 評価アンケートの項目

・本プログラムを実施する旨を聞いた保護者の相談から

④ 実施対象生徒の全保護者との共通理解

③で述べたように、命をテーマとした授業を受けることに不安のある生徒や保護者とは、授業の参加の仕方等について事前に話し合っておく必要があります。また、事後に気になる反応を示す生徒が出てきた場合には、学校だけではなく、家庭においても早期対応・継続観察を行ってもらう必要があります。中には、家庭内だけで何らかの反応を見せる生徒がいるかもしれません。

これらへの配慮のためにも、本プログラムを実施するに当たって、気になることがあれば連絡してもらうことなどを、事前に実施対象生徒の全保護者に知らせておく必要があります。

ただし、本プログラムは、授業内で「自殺」という言葉を使わずに実施できます。無用に不安だけをあおらないためにも、保護者に伝える際には、あえて「自殺」という言葉を使わず、「命について考える教育」「心の危機への対処について学ぶ授業」等の表現を用いてもよいでしょう。

(通知方法の例)

- ・保護者会や学級懇談会、三者懇談会等の際に直接口頭で伝える
- ・保護者向けのプリントを作成し、紙面で伝える
- ・既存の学校通信や学年通信等を利用して、紙面で伝える

(通知文の例) (p. 27 参照)

日時やねらい、授業の概要等を分かりやすく伝え、同時に、リスクの高い生徒の把握が行えるように工夫するとよいでしょう。

「〇月〇日(〇)の〇校時に、『命について考える教育』を実施します。心の健康への理解を深め、様々な悩みを相談しようという気持ちを高める学習活動を通して、辛い気持ちになったときの対処法を身に付けるとともに、自他の命を大切にしようとする心を育むことを目的としています。本授業の実施に際して、気になることや予め相談しておきたいことなどがありましたらお知らせください。授業後に気になることが生じた場合も御相談ください。」

自殺予防教育を進めるには、家庭との連携が不可欠です。そのために、授業実施を知らせるだけではなく、子どもに心配な様子が見られた際の関わり方等について、予め啓発資料により周知しておくこと等が考えられます。兵庫県立総合教育センターWebサイトから、保護者向けの啓発資料をダウンロードできますので活用してください。

⑤ 体制の整備

本プログラムは「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度の促進(相談する力)」をねらいとしているため、何らかの気になる反応を示す生徒が現れることは自然なことであり、むしろそれは生徒の様子を知ることができるといった効果の現れでもあるということを、学校全体で十分に理解しておく必要があります。さらに、実施前に養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門家とともに、授業の実施の仕方や、リスクの高い生徒

や気になる反応を示した生徒への対応の仕方を共通理解するようにし、様々な事態が生じた際にも迅速に対応できるような組織体制を事前に準備をしておく必要があります。

⑥ 複数の教職員による実施

本プログラムの授業中に発せられた生徒の小さなつぶやきや、ちょっとした表情や態度の変化は心の危機のサインとして重要なものですが、一人の授業者だけではどうしても見落としてしまう可能性が高くなります。そこで、複数の教職員が授業に関わるようにして、別の教職員が授業に参加あるいは観察している状態で授業を進めるような条件整備を進めることが大切です。特に気になる生徒が授業に出席していることが事前に分かっている場合など、できるだけ専門的な視点を持った養護教諭やスクールカウンセラーなどとのチーム・ティーチングによる実施の形をつくるようにして、様々な生徒の反応を見落とさないようにすることは、気になる生徒のスクリーニングという視点だけでなく、授業内容の深まりといった面からも重要な意味を持っています。

⑦⑧⑨ 実施後の情報共有・対応・連絡

プログラムの実施後に何らかの反応を示した生徒に対しては、早期に対応する必要があります。そのためにも、授業後速やかに、授業に関わった教職員の間で情報交換の時間を設けたり、回収した生徒のワークシートやふりかえりシートの記述内容をチェックしたりして、早期対応への検討や課題の整理を組織的に行うことが必要です。また、対応が必要な場合は、必ず保護者にも連絡し、家庭と連携して早期対応・継続観察を行うようにする必要があります。具体的な対応については、p. 25 を参照してください。

イ 活用方法

要 点

- 「自殺予防教育プログラム実行委員会」を組織する
- 実行委員会にはPTAの代表者を加えることが望ましい
- 十分な事前準備と体制づくりを行った上で実施する
- 「評価アンケート」等を用いて、事前・事後で取組の評価を行うとよい

(7) 体制づくり

「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」コアプログラムの実施に際し、実行委員会を設置します(図表6)。校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、研修担当、学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー等に、PTAの代表者を加えたメンバーなどで構成します。必ずしも新たな機関として設置する必要はなく、既存の委員会を活用しても構いません。実行委員会は本プログラム実施の企画・立案・統括などを行うことに加え、実施した際に気になる反応を示した生徒等への対応時(p.25参照)の本部組織としての役割も担います。また、実施に際しては、対象生徒の全保護者に本プログラムを実施する旨を周知する必要があります(p.20参照)。本プログラム実施には保護者の理解と協力が欠かせないことから考えても、PTAの代表者に実行委員会に加わってもらうことが望まれます。

(4) 実施の流れ

本プログラムの実施方法の一例を図表5に示します。

① 事前の準備

事前アンケートの実施

まず、本プログラムに添付している「評価アンケート(こころの健康に関するアンケート)」(p.28参照)等を用いて、事前にアンケートを実施し、個々の生徒の様子を把握します。

個別面談の実施

必要に応じて生徒及び保護者に個別面談等を行い、「命について考える授業」への参加の仕方等について十分に話合いの機会を持つようにします。

教職員研修会の実施 (p.26参照)

自殺予防に関する教職員研修会を実施し、「自殺予防教育」の意義や必要性の確認、本プログラムの内容や実施方法の検討、及び事前アンケートの分析などを進めつつ、実施に向けた教職員間の意識の統一を十分に行います。その他、p.19~21、24~25に示したような様々な準備を整えた上で授業を実施します。

② 授業の実施

コアプログラムの授業案は、「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」、「援助希求的

態度の促進（相談する力）」の二種類です。どちらから実施しても構いませんが、原則としては、「早期の問題認識」を初めに実施することが望まれます。生徒や学校の実情に合わせて、実施方法や時期を検討してください。「早期の問題認識」を保健体育の「保健分野」の授業として行う場合には、中学校も高等学校も第1学年の学習範囲となります。

③ 事後の取組

反応を示した生徒への早期対応

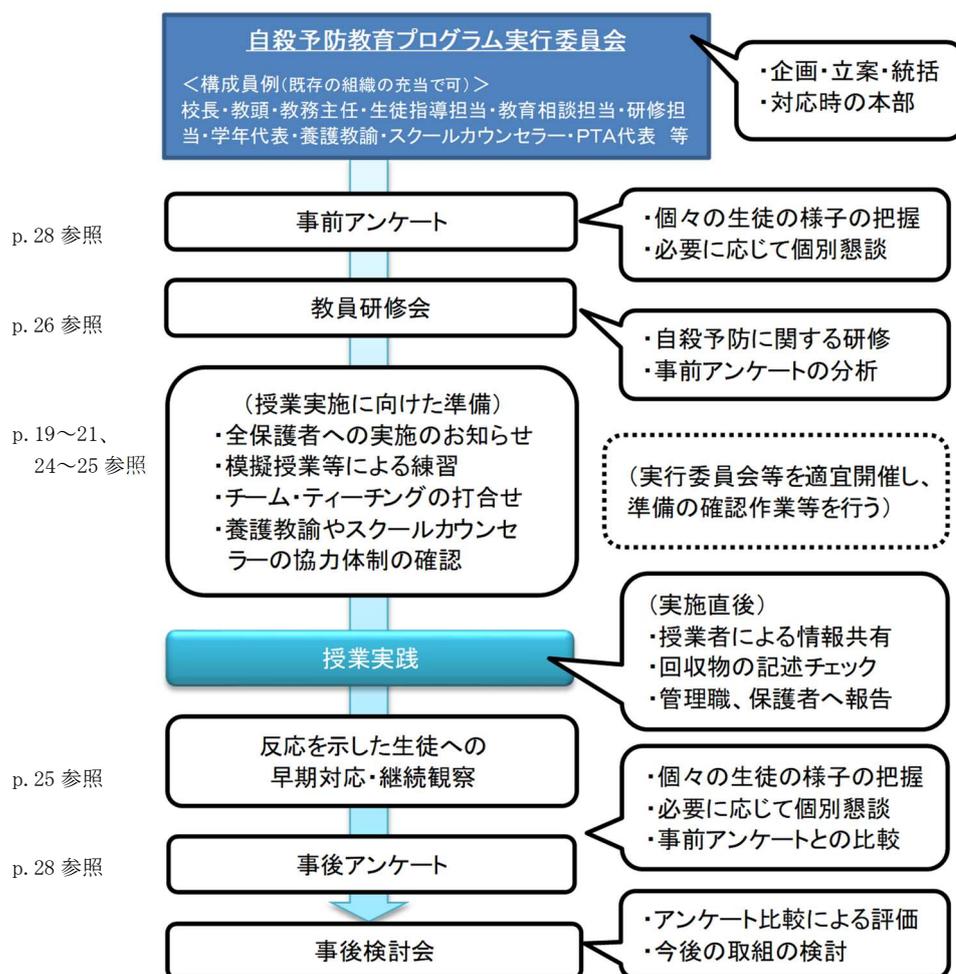
授業実施後、極力その日のうちに、授業時の生徒の観察結果や、ワークシート等をチェックした結果などについて検討する会議を実施します。気になる生徒等のリストアップと、対応方法の検討、情報の共有などを行い、必要な生徒には早急に対応を行います。

学校と家庭の連携

対応に際しては、必ず保護者に連絡し、家庭と協力しながら早期対応・継続観察を進めるようにします。

事後アンケートの実施

事後アンケートを実施し、個々の生徒の様子を確認するとともに、事前アンケートと比較して取組の評価を行い、今後の取組内容について検討します。



図表6 実施の流れ(例)

ウ 活用上の留意点

要 点

- リスクの高い生徒とは、事前に十分相談しておく
- 授業への参加を強制しない
- 反応を示した生徒に対する体制を十分に整えておく

「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」コアプログラムを活用する際の主な留意点を示します。

○授業実施に対してリスクの高い生徒は、事前に十分相談しましょう（再掲）

例えば、自死遺族の生徒や、大きな喪失体験のある生徒、自傷行為を繰り返す生徒などは、苦しみや死などのテーマに対して、他の生徒よりも敏感に反応しやすい傾向にあります。このようなリスクの高い生徒が、この授業を受けることによって辛くなったり、悲しくなったりする可能性は十分にあります。事前に、本人とその保護者に対して授業の目的と内容を十分に説明し、授業の参加の仕方について話し合っ、合意した上で参加するような配慮をする必要があります。

○授業への参加を無理に強制しないようにしましょう

本プログラムはできるだけ体験を取り入れ、実感を伴った理解につながる構成を採用しています。つまり、頭で分かるだけでなく、心で分かるプログラムをめざしました。そのため、本プログラムは、参加を強制されるような形での実施は望ましくないと言えるでしょう。また、机に伏せていたり、寝ていたり、授業に否定的な言葉を発してみたりする生徒の態度そのものが、「辛くて聞きたくない」という反応を表しているのかもしれませんが。本プログラムにおいては、他者に迷惑を掛けない限り、そのような態度を頭ごなしに注意したり、参加を強制したりするのではなく、教職員がそっと寄り添ったり、その生徒の気持ちを後で聞いたりするようにしてみましょう。また、授業への参加が難しいことが前もって分かっている生徒のために、別の内容の授業や自習の場を設けるなどの配慮があるとよいでしょう。

○反応を示した生徒に対する体制を十分に整えておきましょう

繰り返しになりますが、本プログラムは「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」「援助希求的態度の促進（相談する力）」をねらいにしています。つまり、自分の辛い気持ちに気付けるようになることや、その気持ちを他者に相談できるようになることが、実施後のめざす生徒の姿となります。ですから、本プログラム実施によって「しんどくなった」や「辛かった出来事を思い出した」という言葉が出てくるとも、むしろ授業の成果の一つであると捉えられるような姿勢を、まずは全教職員で十分に共通理解しておきましょう。また、それらの反応を生徒自身の中でもポジティブな効果に昇華させていくためには、そのような反応を示した生徒の思いを傾聴し、適切な対応を生徒と一緒に考えるようにする態度が必要です。

そのためにも、実行委員会で十分協議して体制づくりを行うとともに、養護教諭やスクールカウンセラーなどと具体的な打合せを行いながら、リスクの高い生徒、授業中に反応を示した生徒、実施後の情報交換で出された生徒などへの対応や、状況に応じた各教職員の役割の整理、理解を進めておくことが重要です。例えば、授業中に泣き出した生徒がいた場合、その生徒に誰がどのように対応するのか、別室に連れて行く場合、誰がどこに連れて行くか、その結果教室に教職員が1名になってしまった場合誰がその教室に加わるのか、管理職や保護者にはいつ誰がどのように報告するのか…というように具体的にその場面をイメージしながら協議しておくといよいでしょう。

○反応を示した生徒への対応例

「ふりかえりシート」に「辛かった出来事を思い出した」と書いた生徒を例に、対応の流れの一例を紹介します。

- ① 授業に関わった教職員は、授業後速やかに「ふりかえりシート」等の記述内容をチェックし、気になる生徒をピックアップする。
- ② 実行委員会等で、授業の観察結果とともに、①の結果を報告し、対応を検討する。
- ③ 速やかに（極力その日のうちに）対象生徒と面談を行い、まずは記述内容について気になっているということを伝え、対象生徒の気持ちを聞く。いつでも相談に乗ることが十分に伝わるように心掛ける。大切なことだから保護者にも知っておいてもらう必要があるということ伝える。
- ④ 速やかに（極力その日のうちに）保護者に報告をする。事実の報告をするだけでなく、学校と家庭の両方で対象生徒を見守るために具体的な対応策を相談する。その後、生徒に目立った変化がなかったとしても、しばらくの間は家庭と継続的に情報交換を続け、些細な変化でも知らせ合える関係を築いておく。
- ⑤ 必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー、医療機関等の外部の専門機関につなぐ。
- ⑥ 早期対応で終わることなく、継続的な観察や、長期的なフォローアップ体制を整え、些細な変化にすぐに対応できるようにしておく。

※兵庫県立総合教育センターでは、気になる反応を示した生徒への対応等について、本プログラムを実施した学校の教職員を対象とした相談や支援の活動を行っています。電話でお問い合わせください。

(5) 参考

ア 教職員への事前研修の概要

「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」コアプログラムでは、必ず事前に自殺予防に関する教職員研修会と、リスクの高い生徒を把握するためのアンケートを実施することを求めています。教職員研修はプログラムを実施する学年だけではなく全教職員が参加できるようにします。これは、生徒が本プログラムで「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」や「援助希求的態度の促進（相談する力）」を学んだ後に自分の悩みや辛さに気付いた場合、それを打ち明ける相手は担任や学年の教員だけに限らないからです。また、未然防止の観点からは、全ての教職員が悩みの深刻さのレベルに関係なく生徒の SOS を受け止めることができるよう、教職員側が準備することが重要です。これらのことから、全教職員による研修会を実施することが必要です。

教職員への事前研修では、(ア)児童生徒の自殺の現状の理解、(イ)「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」の概要の理解、(ウ)悩みを抱えた生徒への寄り添い方、といった内容を含めることが望まれます。以下では、その概要を説明します。なお、兵庫県立総合教育センターでは、事前の校内研修に対するサポートも行っています。

(ア) 児童生徒の自殺の現状について

児童生徒の自殺の現状については、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」や厚生労働省の「自殺対策白書」において毎年報告がなされています。これらの統計資料では、人数だけでなく背景要因や動機等についてもまとめられています。このような資料に向き合うことは決して心安らかではありませんが、どの子どもにとっても無関係ではないという現状を教職員で共有し、自校における取組を確認します。

(イ) 「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」の概要

「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」は兵庫県立総合教育センターの Web サイトにおいて、理論的な枠組みと具体的な内容を公開しています。それぞれのプログラムにおける指導の要点や留意点、配慮事項等を必ず確認してください。

(ウ) 悩みを抱えた生徒への寄り添い

「兵庫版『自殺予防教育プログラム』」コアプログラムを実施するに当たって、学校における最大の不安は、「リスクの高い生徒がかえって不安定になるのではないか」ということでしょう。そのようなリスクの高い生徒を事前に把握し、対応を準備するために、本プログラムでは「評価アンケート」（p.28 参照）を用意しています。このアンケートは、自分と友

人の心の危機に早期に気づき、誰かに相談しようとする態度を生徒に自己評価させるものです。アンケート結果を確認し、プログラム実施中のみならず今後の生徒対応においてどのような働きかけをしていくのか、研修において具体的に考えます。生徒に寄り添うための傾聴技法や TALK の原則を確認し、体験する研修は、教職員の不安の軽減にもつながります。

イ 保護者への通知文例

年 月 日

第○学年保護者の皆様

立 学校長

命について考える教育の実施について

平素は本校の教育に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

標記のことについて、下記のとおり実施します。

心の健康への理解を深め、様々な悩みを相談しようという気持ちを高める学習活動を通して、辛い気持ちになったときの対処法を身に付けるとともに、自他の命を大切にしようとする心を育むことを目的としています。

本授業の実施に際して、気になることや予め相談しておきたいことなどがありましたらお知らせください。授業後に気になることが生じた場合も御相談ください。

記

- 1 日時 ○月○日○校時
- 2 内容 ころろが苦しくなったときの対応を知ろう
 - ・心の危機のサインを理解する
 - ・心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ
 - ・地域の援助機関を知る

問合せ：○○○○○○○○○○

ウ 「評価アンケート」について

「自殺予防に生かせる教育プログラム」を作成する際に用いた「評価アンケート(こころの健康に関するアンケート)」を、ダウンロードして活用できるようにしています。コアプログラム実施の前後に実施して、事前の状況把握や、事後の取組の評価等に活用してください。

こころの健康に関するアンケート							
年 組 番 名前: _____							
次のそれぞれの項目は、あなたの今の考えにどれくらい当てはまりますか。「まったくそう思わない」から「とてもそう思う」までの中でいちばん当てはまるところに○をつけてください。							
	ま っ た く そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い や や	い え な い ど ち ら と も	そ う 思 う や や	そ う 思 う	と と も そ う 思 う
(1) 自分のこころの健康に、積極的に 関心を持つと思う	0	1	2	3	4	5	6
(2) 自分のこころのSOSに早く気づ こうと思う	0	1	2	3	4	5	6
(3) 自分自身を、傷つけないようにし たいと思う	0	1	2	3	4	5	6
(4) 自分のこころが苦しいとき、誰か に話そうと思う	0	1	2	3	4	5	6
(5) 友だちのこころの健康に、積極 的に関心を持つと思う	0	1	2	3	4	5	6
(6) 友だちのこころのSOSに、目を向 けようと思う	0	1	2	3	4	5	6
(7) 友だちを、傷つけないように気 をつけようと思う	0	1	2	3	4	5	6
(8) 友だちのこころが苦しそうな とき、声をかけようと思う	0	1	2	3	4	5	6
(9) 友だちのこころがとても苦し そうとき、そのことを信頼できる 大人に相談しようと思う	0	1	2	3	4	5	6
(10) 困ったときには、色々な助け を借りようと思う	0	1	2	3	4	5	6

エ 引用・参考文献

(ア) 引用文献

- ・窪田由紀・シャルマ直美・長崎明子・田口寛子, 「学校における自殺予防教育のすすめ方—だれにでもこころが苦しいときがあるから—」, 遠見書房, 2016
- ・厚生労働省, 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」, 2022
- ・厚生労働省, 「令和6年版自殺対策白書」, 2024
- ・厚生労働省・警察庁, 「令和5年中における自殺の状況 参考」, 2024
- ・こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議, 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」, 2023
- ・阪中順子, 「中学生の自殺予防」, 現代のエスプリ, 488, 2008
- ・高橋祥友, 「自殺のサインを読みとる」, 講談社文庫, 2008
- ・トーマス・E・ジョイナー他著, 北村俊則監訳, 「自殺の対人関係理論—予防・治療の実践マニュアル」, 日本評論社, 2011
- ・文部科学省, 「子供に伝えたい自殺予防」, 2014
- ・文部科学省, 「生徒指導提要」, 2022

(イ) 参考文献

- ・キース ホートン・カレン ロドハム・エマ エバンス著, 松本俊彦・河西千秋監訳, 「自傷と自殺 思春期における予防と介入の手引き」, 金剛出版, 2008
- ・阪中順子, 「学校現場から発信する子どもの自殺予防ガイドブック—いのちの危機と向き合って—」, 金剛出版, 2015
- ・長岡利貞, 「自殺予防と学校 事例に学ぶ」, ほんの森出版, 2012
- ・日本学生相談学会, 「学生の自殺防止のためのガイドライン」, 2014
- ・兵庫県教育委員会, 「高校生等の自殺予防対策に関する委員会報告書」, 2014
- ・松本俊彦編著, 「『助けて』が言えない SOS を出さない人に支援者は何ができるか」, 日本評論社, 2019
- ・文部科学省, 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」, 2009
- ・文部科学省, 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」, 2010

(ウ) 法令等

① 自殺対策基本法 (2006年、改正法 2016年)

第十七条

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として

共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

② 自殺総合対策大綱（2022年改訂版）

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

（2）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊心や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。

③ こどもの自殺対策緊急強化プラン（2023年）

3. 取り組むべき施策

（2）自殺予防教育に資する教育や普及啓発等

- ・SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、各教科等の授業等において、地域の保健師等も活用しつつ、すべての児童生徒が、「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に周知するとともに、学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う。また、こどもがSOSを出した際に、教員や保護者といった周囲の大人が受け止められることが求められるため、こどものSOSをどのように受け止めるかについて学ぶ機会の設定などの取組を確実に進める。
- ・小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。児童生徒が、自身の心の状態を見つめ対処できるよう、小中学生を対象とした「心の健康」に関する啓発資料を作成・周知する。

オ 設置要綱

自殺予防教育の指導モデル開発事業協議会 設置要綱

(設置)

第1条 学校における自殺予防教育の指導モデルを開発するため、「自殺予防教育の指導モデル開発事業協議会」（以下「協議会」）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自殺予防教育の実践に関する調査・研究
- (2) 自殺予防教育担当者研修会の開催
- (3) 自殺予防教育の実践に向けた啓発
- (4) その他事業の推進に必要な業務

(構成)

第3条 協議会の委員は8人とし、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4条 協議会の議事を進行するため、委員の互選により委員長を選任する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、兵庫県立総合教育センターにおいて処理する。

(謝金・旅費)

第6条 委員が第2条に掲げる業務に従事する際には、旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の既定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、兵庫県立総合教育センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	名 前	役 職
学識経験者	新井 肇	関西外国語大学教授
	松本 剛	神戸親和大学教授
	秋光 恵子	兵庫教育大学大学院教授
	井澤 信三	兵庫教育大学大学院教授
教育委員会	辻 登志雄	兵庫県教育委員会事務局高校教育課 学校支援推進官
	松岡 克晋	兵庫県教育委員会事務局高校教育課 主任指導主事兼高校生徒指導班長
	横山 恵子	兵庫県立総合教育センター心の教育推進課 課長
	福田 裕子	兵庫県立総合教育センター心の教育推進課 指導主事